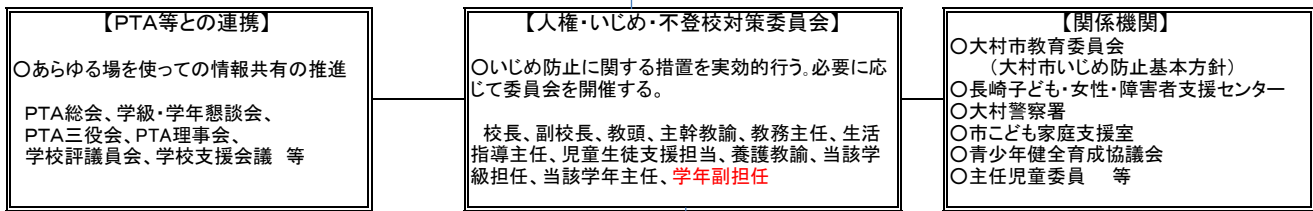
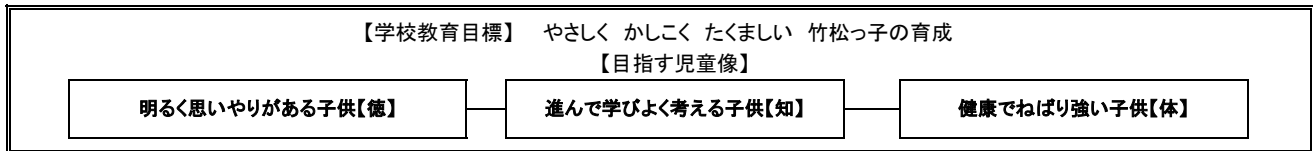


竹松小学校いじめ防止基本方針



○いじめの定義(「いじめ防止対策基本法第2条」)
いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○いじめの防止(「いじめ防止対策基本法第4条」)
児童等は、いじめを行つてはならない。

○学校および学校の教職員の責務(「いじめ防止対策基本法第8条」)
学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び**早期発見**に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、**適切かつ迅速**にこれに対処する責務を有する。

○保護者の責務等(「いじめ防止対策基本法第9条」)
保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、模範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

○こども施策における基本理念(「こども基本法第3条」)
全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的な人権が保障されるとともに、差別的扱いを受けることがないようにすること。

【いじめの防止(未然防止)】
学校教育全体を通して全ての児童に「いじめは**絶対に許されない**」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度を育成する。さらに、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目しながら、全ての児童が安心して、自己肯定感や充実感を感じられる教育を推進する。

- 特定の教員がいじめ問題を抱え込むことがないように、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に協働性のある指導体制を確立する。(組織対応)
- いじめについての職員研修を実施する。**特にいじめの認識の仕方(積極的認知)と対応のありかたについての重視を図る。**
- お互いを尊重し、思いやる**人権教育の充実**と、生命を大切に指導の徹底を図る。
- いじめ防止や生命尊重をねらいとした**道徳教育の充実**を図り、道徳的実践力を培う。
- 「規範意識」や「思いやりの心」の育成を図る。
- 「夢・憧れ・志」を育む教育の推進により、自己肯定感を高める。
- ネット被害や携帯依存等の予防のため、情報メディア教育を推進する。
- 保護者や地域社会と連携した取組を推進する。(社会総がかりでいじめ防止に取り組む)

【早期発見】

- いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備を行う。(人権・いじめ・不登校対策委員会)
- いじめに対する意識を高め、児童への観察力を高める。(けんかやふざけあいにもしっかり対応する)
- 教職員による日常の観察や情報交換の充実を行う。**
- 定期的なアンケート調査や個人面談(児童面談、保護者面談)を実施する。
- スクールカウンセラーや心の教室相談員、校内教育支援センター指導員を活用し、教育相談体制を整備する。

【いじめに対する措置(即時対応)】
いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

- いじめの発見や相談を受けたときの対応
 - 遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
 - 児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、できるだけ**早期**に真摯に傾聴する。
 - ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつ。
 - 正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、いじめを隠さず常に全体の問題と捉える立場を重視し、**保護者等と協力して解決する。**
- 組織的な対応
 - 発見・通報を受けた教職員一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。
 - 「人権・いじめ・不登校対策委員会」のもと、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- いじめられた児童及びその保護者への支援
 - いじめられている児童から、事実関係の聴取を行う。**
 - 心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。(心理的安全性)**
 - 家庭訪問等により確実な情報を迅速に保護者へ伝え、情報を共有する。**
 - いじめられた児童にとって信頼できる人(家族、親しい友人や教職員、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制を作る。**
 - 状況に応じて、SSW等の外部専門家の協力を仰ぐ。
- いじめた児童への指導又はその保護者への助言
 - いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
 - 状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう**一定の教育的配慮の下、毅然とした対応を行う。**また**確実な情報を迅速に保護者へ伝え継続的な助言を行う。**
- その他
 - アンケート調査等を実施し、その結果を基に聞き取り対象者等の絞込みを行う。(情報や対応方針の「見える化」)
 - 互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをめざす。
 - いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。(事後指導)
 - インターネットやSNS上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察等と適切な連携を図る。
 - いじめに関する生徒指導の重層的支援構造(①発達支援の生徒指導・②課題未然防止教育・③課題早期発見対応・④困難課題対応の生徒指導)を意識した対応を行う。

未然防止・早期発見・適切かつ迅速な対応(即時対応・事後指導)・組織的対応

【重大事態が発生した際の措置】
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月)」に沿って適切に対応する。
※自殺、重大な傷害、重大な被害、精神的な疾患等のケース(「生命・心身・財産重大事態」「不登校重大事態」)
①保護者から重大な被害が生じたとして申し立てがあった際は、重大事態が生じたものとして報告、調査にあたる。
②重大事態が生じたときは、市教育委員会へ即座に報告し、教育委員会主導の附属機関の設置に協力、対応する。